

四国中央市ふるさと若者応援業務仕様書

四国中央市

四国中央市ふるさと若者応援業務仕様書

本仕様書は、四国中央市(以下「本市」という。)が行うふるさと若者応援業務(以下「本業務」という。)に適用する。

1 業務の目的

本業務は、進学等により県外へ転出した若者を対象に、応援メッセージを添えた本市の特産品を送付してふるさとを身近に感じる機会を創出するとともに、会員登録を通じて本市の魅力、地元企業、観光、イベント等の情報を継続的に発信し、本市への愛着及びシビックプライドの醸成並びに本市とのつながりの維持を図ることを目的として本業務を実施する。

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月 19 日(金)まで

3 業務の概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) プラットフォームの構築
- (2) サイトの構築
- (3) 情報発信
- (4) 特産品活用型登録促進業務

4 業務の実施内容

本業務の実施内容は、次の(1)～(4)に掲げるものとする。

(1) プラットフォームの構築

本市出身者にプラットフォームへの会員登録を促すことで、会員の属性や行動データの統計情報を蓄積し、アンケート等による調査・分析や的確な情報発信を行うこと。

(2) サイトの構築

プラットフォーム会員が閲覧できるWebサイトの構築を行うこと。本市の紹介ページを設け、本市出身者に本市の歴史や魅力、最新情報等を伝え、シビックプライドを醸成させる内容とすること。また、イベントや後述の「特産品活用登録促進業務」を募集するページを制作すること。

(3) 情報発信

構築したWebサイトや其他媒体において、自治体情報や観光・イベント情報、Uターンフェア等の情報を発信すること。発信する情報は、堅い印象の行政情報ではなく、より身近な情報発信を行い、本市出身者が本市外に転出したとしても、負荷なくふるさとを思い出せる内容とすること。

(4) 特産品活用型登録促進業務

本市イベントとの連携や、プラットフォームへの会員登録を増加させる取り組み

として、県外で生活する本市出身者への応援メッセージを添えた特産品(ふるさとを思い出せる品)をお届けし、登録者に対する魅力的な価値提供を図ること。なお、特産品の調達は配送料込で1セット3,000円程度、計200セットを上限目安とし、調達費及び配送料等、本業務の遂行に必要な一切の費用は委託料の範囲内(受注者負担)とする。

(5) 付加提案

上記(1)～(4)以外の項目について、業務の円滑な遂行に必要な場合は、提案し、可能な範囲で弾力的に支援を行うこと。

なお、付加提案は、本業務の事業規模金額の範囲内で実施するものとする。

5 業務スケジュール(予定)

業務のスケジュールは次のとおりとするが、協議により変更する場合がある。

時期	内容
契約締結日～R8.11月	プラットフォームの構築
R8.12月	サイトの構築
R8.12月～3月	構築したWebサイト等での情報発信
R8.12月:募集開始 R9.2月:発送	特産品活用型登録促進(特産品等のお届け)
R9.3月	業務実施報告、成果物納品

6 業務の完了

受注者は、業務の実施内容をまとめた「業務実施報告書」を作成し、市が指定する形式で提出し、本市の検査をもって、本業務の完了とする。

7 委託料の支払方法

委託料の支払は、業務完了後の一括払いとする。受注者は、業務完了後、本市の検査を受け、検査合格後に適法な請求書を提出するものとし、本市は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 仕様書の確定

本仕様書については、契約締結にあたり、受注者と協議の上、必要に応じて修正し、確定するものとする。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、定める。

10 その他

(1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせること。

(2) 受注者は、常に本市と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行うこと。

- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこと。また、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償することとする。
- (4) 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。また、本業務の適正な履行を担保するため、プライバシーマーク、ISO/IEC 27001 に基づく ISMS の認証その他の情報セキュリティに関する認証を取得していること、又は当該認証と同等の管理水準となる規定等を整備していること。なお、契約締結時に別途「個人情報取扱特記事項」を締結するものとする。
- (5) 本業務の実施に伴い必要となる費用(特産品の調達費・送料等を含む)は、原則として、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守すること。
- (7) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断のことを指す。なお、システム開発等の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ本市の書面による承諾を得なければならない。
- (8) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに発注者に報告すること。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとする。
- (9) 受注者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても本市の承諾なく複製又は貸与してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに本市に引き渡すこと。
- (10) 成果物の知的財産権等およびデータの取扱い
本業務の遂行において、本市が提供または指定した資料等を除き、本業務のために独自に作成したオリジナルデザイン、テキスト等の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)その他の知的財産権は、業務完了をもって本市に移転し、本市に帰属するものとする。ただし、受注者が保有する既存のプログラム、ソフトウェア、汎用システム等の知的財産権は受注者に留保されるものとし、受注者は本業務の目的の範囲内において、本市が当該システム等を利用するために必要なライセンスを無償で許諾するものとする。また、本業務により蓄積された会員情報等のデータベースのデータに関する権利は本市に帰属するものとし、契約が終了または解除された場合、受注者は当該データを本市が指定する形式で遅滞なく本市に引き渡すものとする。